

関運局

# 電動車いす乗車拒否容認

## JPNタク「重くて押せない場合」

関東運輸局は20日、トヨタのユニバーサルデザイン（UD）仕様タクシー専用車「JPN TAXI」への電動車いすの乗車について、スロープ上を重くて押せない場合、乗車拒否できるとの見解を東京ハイヤー

・タクシー協会（川鍋一朗会長）に示した。東タク協が問い合わせし、関運局は本省に照会していた。

電動の車いすは一般的に重量があり、高齢や女性の乗務員だと動かせない可能性がある。同車のスロープ

耐荷重が200キから300キに強化されたことに伴い、電動車いすも容易にスロープに載れるようになった。ただ、東タク協は「最

近、電動車いすで乗車を申し込まれた女性ドライバーが、乗車させる際に腕の

靱帯を切断するといった事故が発生した」とし、対応を求めている。

回答では、単に乗車を拒まずに、丁寧に事情を説明しながら、他の車両を呼ぶなどして、当該の利用者が移動できるようにするよう求めた。

国土交通省はUDタクシーへの車いすの乗車や固定方法に関して、「Q&A」（9項目）を2019年12月に作成している。今回の問題も項目として追加される見通し。

関運局の回答文（概要）は次の通り。

JPNタクシーへの車いすでの乗車について、原則として、利用者から乗車の意思を確認した場合にはいったん、乗車させることが可能か確認することとし、乗務員の身体的理由から乗車の引き受けが困難な場合には、利用者に乗車させることが困難であることを丁寧に説明した上で、道路運送法13条5号「天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき」として、運送の引き受けの拒絶をすることも否定されない。ただし、運送の引き受けを拒絶する場合には、他の車両を呼ぶなど、利用者の移動が確保できるように必要な措置を講ずる。